

看護師等養成所の教員に関する事項

看護師等養成所の運営に関する指導要領について(平成13年1月5日 健政発5号)

○専任教員の要件について

養成所	専任教員の要件
保健師	保健師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
助産師	助産師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
看護師 ①か②のいずれか	① 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ② 専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者
准看護師 ①か②のいずれか	① 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ② 専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者

◇ 専任教員として必要な研修とは：

- 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生労働省が委託実施した者を含む)
- 保健師については、国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年、15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース含む)および専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

◇ 大学において教育に関する科目を4単位以上履修した者

○専任教員の配置について

養成所		配置人数	
保健師		3人以上	学生定員が 20 人を超える場合には専任教員を 適当数増員
助産師		3人以上	
看護師	3年課程	8人以上	(3年課程、3年課程(定時制)、2年課程(定時制)) 学生総数が 120 人を超える場合は学生 30 人を 目途に専任教員を 1 人増員
	2年課程	7人以上	
准看護師		5人以上	(2年課程(通信制)) 学生総定員が 500 人を超える場合には学生 100 人を目途に 1 人増員

◇ 専任教員のうち 1 人は教務に関する主任者であること

厚生労働大臣が指定を行う看護師等学校養成所の専任教員数について

○ 平成17年度専任教員数等

(平成17年4月現在)

	学 校 数	専 任 教 員 数
保 健 師	30校	212人
助 産 師	34校	119人
看 護 師 (3 年 課 程)	503校	4,867人
看 護 師 (2 年 課 程)	274校	2,109人

○ 平成18年度専任教員数等

(平成18年4月現在)

	学 校 数	専 任 教 員 数
保 健 師	25校	183人
助 産 師	33校	119人
看 護 師 (3 年 課 程)	510校	4,924人
看 護 師 (2 年 課 程)	260校	1,941人

保健師助産師看護師法施行令第14条に基づく報告より

文部科学大臣が指定を行う学校の専任教員数について

○ 平成 1 7 年度 専任教員数

(平成17年5月1日現在)

	学校数	専任教員数
大 学	129	4,862
短期大学	60	1,025
専修学校	17	220

○ 平成 1 8 年度 専任教員数

(平成18年5月1日現在)

	学校数	専任教員数
大 学	145	5,175
短期大学	54	826
専修学校	16	223

- ※ 専任教員数はそれぞれ大学設置基準、短期大学設置基準、専修学校設置基準に基づく専任教員の数を計上した。
- ※ 本データについては、保健師助産師看護師法施行令第14条に基づく毎年度の報告により計上した。
- ※ 学校数については、専攻科及び別科を除き、1の課程を1学校として計上した。